

2023年度第4回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2024年6月17日(月)13:20~15:30
 2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
各拠点の TV 会議端末拠点及び Teams
 3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
(※大久保委員は米国から Teams によるリモート参加)
 4. 審議概要:
 - (1)2023年度第3回契約監視委員会議事要旨の報告
事務局より前回委員会議事要旨について報告があり、了承された。
 - (2)2023年度調達等合理化計画の自己評価等について
調達部より、調達等合理化計画に基づく2023年度の一者応札・応募に関する取組、物品、役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があり、原案どおり了承された。
 - (3)2024年度調達等合理化計画の点検について
調達部より2023年度調達等合理化計画について前年度計画との比較による変更点を中心に説明があった。委員からは、随意契約理由の見直し検討のスケジュールについて質問があった。
これに対し、約 1 ヶ月の検討後、契約審査委員会及び契約監視委員会で報告していくという回答があった。
 - (3)2023年度第4四半期に新規に締結した契約の点検
2023年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、高落札率であったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。
- その他
- ・次回の委員会は、10月10日(木)に開催することとした。

第4回 2024年6月17日

競争性のない随意契約			3件	① 2024年度 射場系設備保全作業 ④ 宇宙用GNSSアンテナの購入 ⑤ 周回有人拠点居住棟 温湿度制御装置及びモジュール間換気装置の製作
競争入札	一般競争	価格評価	1件	② 2024年3月～2028年度筑波宇宙センター及び東京事務所等事務支援請負
企画競争			1件	③ 日本人宇宙飛行士候補者の基礎訓練(2023年度クラス)一般サバイバル技術訓練の実施

① 2024年度 射場系設備保全作業 [競争性のない随意契約]

本件は、2024年度の種子島、小笠原、内之浦および海外ダウンレンジの射場系設備にかかわる保全作業として定期保守作業、保守作業中に発生した不具合の原因調査、予備品との交換作業等の不定期保守作業および、これらの作業にあたっての付帯作業(工程管理、保全作業手順書維持改定、無線局管理、予備品管理、保全作業の技術・品質管理、開発環境の維持)を行うものである。2017年度～2019年度まで3年間入札を行ったが、いずれも一者応札であった。これを受け、2020年度には参加者確認公募を行ったが、他に実施可能な業者がなく、提案業者との随意契約(随契根拠:ウ)へ移行した。結果として入札および参加者確認公募にて3回以上連続で、提案業者による一者応札が続いていることから、契約事務実施要領 第69条 第1項(テ)(機構が過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているとき)を適用し随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員から、現状では、「テ」項以外の理由はないが、随意契約理由の見直しで「ウ」項が拡大されればそちらを取れるのか、複数年契約への移行ができないのか、契約形態を模索することはできないのかとの質問があった。

これに対し、随意契約の見直しについては、事例を集めていけば、「ウ」項が適用できるようになるのではと思うが、検討していく旨の回答があった。

また、複数年契約及び契約形態については、今後検討していく旨の回答があった。

② 2024年3月～2028年度筑波宇宙センター及び東京事務所等事務支援請負
[競争入札(総合評価方式)]

本件は、筑波宇宙センターと東京事務所の主要な部署を対象として、一般的な庶務業務や全社共通／各部署固有の定型業務(例:財務会計・旅費・文書管理システム等の代理入力、異動事務(名刺、PC・電話手配等)、会議支援、庶務(消耗品・社内便・用紙手配等)、固有業務(筑管:構内放送等)など)を行うものである。入札説明会に参加したが入札に参加しなかった者に入札辞退理由を確認したところ、類似案件の受託実績が少ないため、新規参入の敷居が高かったとの回答があったが、当該契約は、汎用的な庶務・定型業務であるため、多くの企業が参入しやすい業務であるが、実態として筑波と東京の JAXA における主要部門の提携業務を請け負うため、非常に業務量も多く、また請け負う業者の品質によっては職員の本来業務である研究開発業務に影響する可能性があるなど、受注者の品質による影響が大きいものと認識している、今後、丁寧なヒアリングを行い対応していきたい旨の説明があった。

委員から、類似案件の受託実績を加点項目から外すことや、品質の確保のために新規参入者への引継期間や習熟期間を設ける等、新規参入者が手をあげやすくする配慮も必要なのではとの意見があった。

これに対して、多くの企業が参入しやすい事務支援業務であるが、複数の主要部門を担当し、業務量も多いので、受注者の品質確保は重要であることは同じ考えであり、加点については、半分以上が品質の項目となっていること、その中で業務に関する現実的提案等の配点比率が最も高く、過去の類似案件の受注実績は品質項目の一部で配点比率は高くはないところであり、引継ぎ期間については仕様書にも明記していること等の説明があり、引き続き、次回の調達に向けて、参入しやすくなる工夫はしていきたいとの回答があった。

③ 日本人宇宙飛行士候補者の基礎訓練(2023 年度クラス) 一般サバイバル技術訓練の実施

[企画競争]

本件は、日本人宇宙飛行士候補者に対して、宇宙飛行士認定に必要な基本的な運用技量、科学的な知識及び心構えを 習得させる基礎訓練を提供するものである。

競争参加資格の等級拡大や説明会の開催などの対策を行ったものの、結果として一者応札になったものである。応札しなかった者へのヒアリングをしたところ、訓練施設がなく、訓練施設を保有する他社との業務提携がない等の回答があったため、十分な公告期間・準備期間の確保する他、「施設を保有しない場合でも、今回と同じように他社と連携する体制であれば応札は可能である。」旨を、提案要請書や説明会にて周知し理解してもらい、参加者を広く 募集していくとの説明が担当者よりあった。

委員から、訓練施設を保有していないと応札できないと誤解されている可能性はなかったのか、サバイバル訓練について詳しく説明できなかったのか、入札公告の周知に関する質問があった。

これに対し、どのような業者が受注できるのかわからない部分があったので、企画競争として、最低限の要求を行い多くの業者が手を挙げられるように検討した結果である旨の回答があった。

④ 宇宙用 GNSS アンテナの購入

[競争性のない随意契約]

本件は、衛星オンボード上で高精度単独測位(MADOCA-PPP)の軌道上実証機で使用する宇宙用の GNSS アンテナのフライトモデル(FM)を購入するものである。

本契約は、衛星オンボードで高精度単独測位(MADOCA-PPP)を検証することを目的とし、GNSS アンテナの地上検証および宇宙機搭載のために使用するものであり、QZSS を含む複数 GNSS を受信することが必要である。また、MADOCA を配信する L6 信号を受信するために、L6 対応であることが求められ、さらに、宇宙機に搭載して実証するため、宇宙環境への耐性が保証された製品であることが必要であることから、条件を満たす機器を選定したものである。日本においては、取扱店は一つのみであり、契約事務実施要領第 69 条 1 項(1)(カ)特定の販売業者以外ではできないに該当し、力条項を適用し、随意契約としたとの説明があった。

委員から、代理店を通さずに購入する方法の有無、機種選定に先立って勘案された要求性能と事前検証試験について質問があった。

これに対して、製造国からの輸出手続きを問題なく行うためには、日本国内において、唯一の代理店である者との契約が妥当であること、要求性能と事前検証試験については、今回の調達の実機に組み込まれるフライト品であることから、必須となる性能と試験を充足した製品に絞った旨の回答があった。

⑤ 月周回有人拠点居住棟 温湿度制御装置及びモジュール間換気装置の製作
[競争性のない随意契約]

本件は、2020 年 12 月から履行していた「月周回有人拠点居住棟温湿度制御装置の製作」に「モジュール間換気装置の製作」を仕様追加した契約である。

2023 年 6 月に ESA/NASA-JAXA 間にて行った I-Hab ELCSS PDR クローズアウトの結果、I-Hab 右舷・左舷の隣接モジュールとの換気は、温湿度制御装置のファンを活用する機能要求となったため、モジュール間換気装置(IMV)の製作業務を実施するには、温湿度制御装置と IMV を組合せた性能評価を繰返し行い、IMV 設計・製造に反映する必要が生じた。そのため、温湿度制御装置の設計・製造に関する技術情報(製造図面や材料情報、設計／試験／解析データを含む)を有していることが不可欠となったことから、「月周回有人拠点居住棟温湿度制御装置の製作」を請け負っており、IMV との組合せ性能評価に必要な技術情報(業者保有の非開示情報)を唯一有しているため、契約事務実施要領第 69 条第 1 項(1)ウ(人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき。ただし、当該設備又は技術を有する者が特定可能であり、その全ての者と契約するときは、当該設備又は技術を有する者が一に限定されることを要しない。)を適用し随意契約をしたとの説明が担当者よりあった。

委員から、資料からは、本件が新規の契約なのか既存の契約を追加変更をしたがわかりにくいとの質問や、契約管理上、同一契約とすることが合理的といった唯一性とは違う説明があるとの指摘があり、当該部分を削除修正することとなった。

以 上